

伐採木の提供について（個人用）

公共工事に伴い発生する伐採木は、これまで産業廃棄物として処分しておりましたが、コスト縮減・資源の有効活用のため、希望者に無料で提供することとしました。

利用にあたってはこの趣旨をご理解の上、ご利用下さいますようお願いいたします。

1. 申し込み期間

- ・ 「伐採木引き渡し情報一覧」参照

2. 申し込み方法

- ・ 申し込み期間内に直接下記申込先に来ていただくか、電話・FAX・メール（様式自由）で申し込み下さい。
（直接申込、電話については平日 9:00～17:00 とします。）
- ・ 申し込みの際は、「名前、住所、連絡先、希望の引き取り場所(番号)、希望数量、目的」をお知らせ下さい。

申し込み先：伊都振興局建設部工務課 橋本市市協 4 丁目 5-8

電話番号：0736-33-4925 FAX：0736-33-4928 メール：e1303111@pref.wakayama.lg.jp

3. 引き渡しについて

- ・ 申し込みは1整理番号につき、1個人1回といたします。
- ・ 引き渡し日は「伐採木引き渡し情報一覧」をご参照下さい。
なお、引き渡し時間は10時～12時、13時～16時です。
- ・ 事前に申し込みいただいた方にしか提供できません。
- ・ 引き渡し日時は、申込の先着順に決定します。
- ・ こちらの日程と合わない場合は、引き渡しはできません。
- ・ 引き渡し量は1人当たり軽トラック1台分を上限とします。
- ・ 引き渡し量は希望に満たない場合があり、伐採木が無くなった場合は引き渡し出来ません。

4. 当日の手続方法

- ・ 引き渡し日の当日、引き取り場所にて「伐採木引き取り書（様式2-1、2-2）」を各1部（県用、引き取り者用）提出いただきます。

※県用と引き取り者用に割り印を押した後、引き取り者用を返却します。（引き渡し証明となります）

「伐採木引き取り書」には印鑑が必要です。当日記入される方は必ず印鑑をお持ち下さい。

5. 伐採木引き渡し場所

- ・ 引き渡し場所については、「伐採木引き渡し情報一覧」参照。

6. 伐採木の引き取りを申し込まれる皆様へ（留意事項）

- ・ 積込と搬出は、申し込み者ご自身でお願いします。積込や搬出等に必要な機器用具類は各自でご用意願います。また、過積載とならないようにお願いします。
- ・ 場内では自己管理のもと安全第一でお願いいたします。事故、けが等は申し込み者の責任になります。
- ・ 伐採木の長さや太さなどは揃っておりません。
- ・ 後から来る方の利用や危険防止のため、集積している伐採木を散乱させないようにして下さい。

- ・ お持ち帰りになられた伐採木の返却は出来ません。
 - ・ お持ち帰り後、山や川等に捨てるとう法投棄となりますので、申し込み者で扱いきれなくなった場合は、処理業者に委託するなど適正に処分して下さい。
 - ・ 伐採木の引き渡しにあたっては、県職員が立ち会います。
 - ・ その他当方から注意事項などがあつた場合は指示に従ってください。指示に従わない場合は、引き渡しをお断りすることがあります。
 - ・ 引き渡した伐採木の利用目的について、後日聞き取り調査を実施する場合がありますので、御協力をお願いします。
- ※ 伐採木は、石や雑草等が混入している場合があります。

7. 伐採木の引き取りの流れ

【事前】 申し込み期間内に電話等で申し込み。引き取り期間の確認及び調整

↓

【当日】 希望の引き取り場所にて伐採木引き取り書を提出の上、伐採木を積込・搬出

↓

【当日】 散乱箇所の清掃